

新旧対照表
【国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて（昭和 62 年 4 月 8 日 蔽関第 353 号）】
(注) 傍線を付した部分が改正部分である。

改正後	改正前
5. 電子情報処理組織を使用して行われる運送の取扱い <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号)</u> 第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織により税関手続が処理される ULD については、前記 2 にかかる記帳は省略して差し支えない。	5. 電子情報処理組織を使用して行われる運送の取扱い <u>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号)</u> 第 2 条《定義》に定める電子情報処理組織により税関手続が処理される ULD については、前記 2 にかかる記帳は省略して差し支えない。